

特定個人情報保護評価計画管理書

評価実施機関名

地域医療振興協会健康保険組合

作成・最終更新日

令和7年12月25日

担当部署

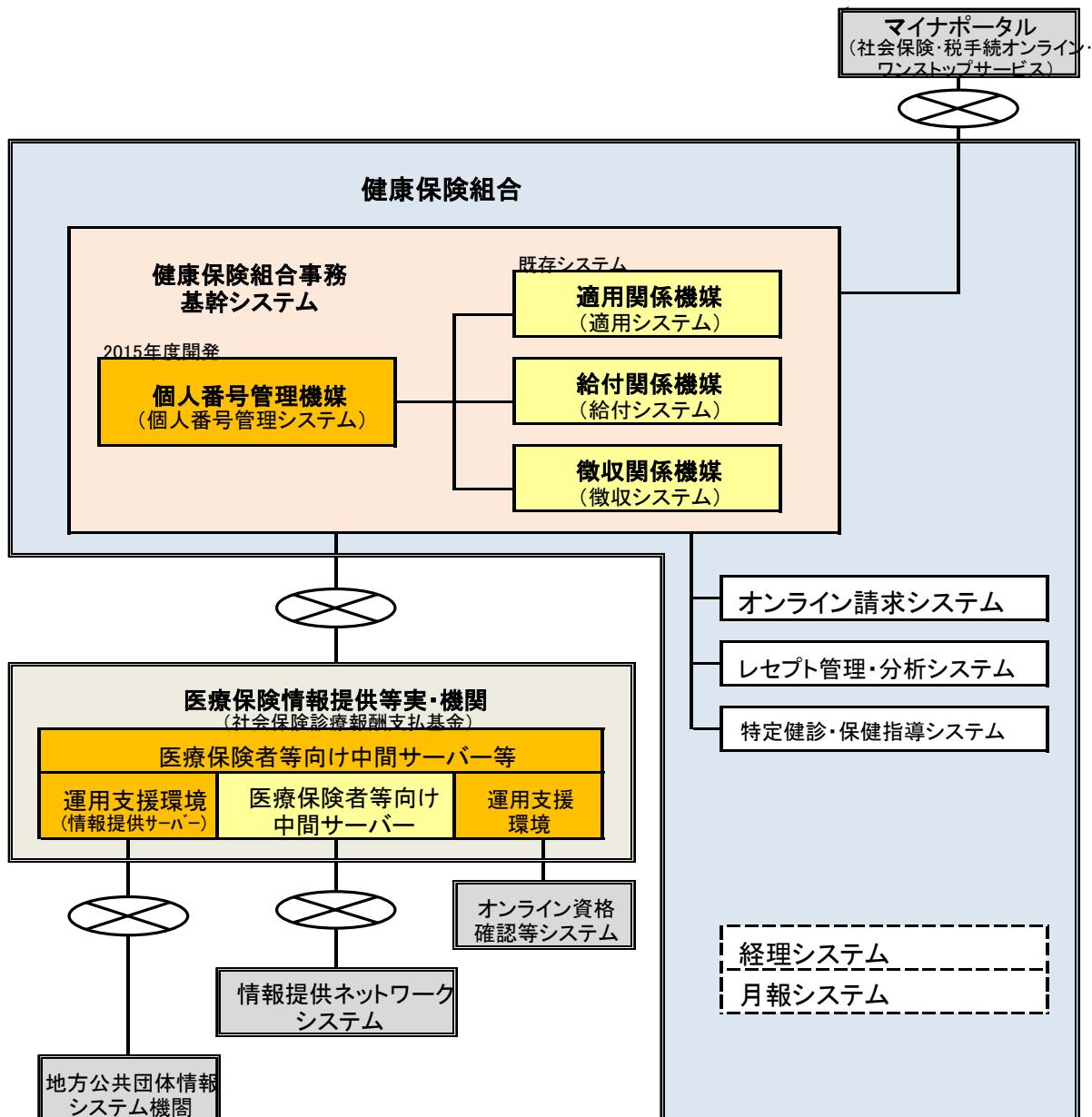
総務係

[令和6年10月 様式1]

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書番号	法令上の根拠	事務の名称	システムの名称	情報連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値判断	前回実施日	次回実施予定日		
1	<p>【番号利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条 第1項(利用範囲) 別表 項番2 ・住民基本台帳法第30条の9(国の機関等情報の提供) <p>【情報連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条 第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表2、6、…173の項及び同命令 第4条、第8条…第175条 ・健康保険法 第205条の4 第1項及び第2項 	適用、給付及び徵収関係事務	<p>1. 健康保険組合事務基幹システム(以下「基幹システム」という)</p> <p>2. 医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という)</p> <p>3. 電子申請受付クライアントソフト</p>	○	令和7年12月25日	未定	対象外(基礎)	令和7年12月25日	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法等の改正により修正 ・基礎項目評価書を新様式に書き換え 	総務係

(別添1) システム概要図



(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス**1. 個人番号にアクセスできるシステム**

個人番号を直接保有するシステム	基幹システム(個人番号管理システム) 医療保険者等向け中間サーバー等
-----------------	---------------------------------------

他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	基幹システム(適用事務、給付事務、徴収事務サブシステム)
--------------------------------	------------------------------

2. 個人番号にアクセスできないシステム

ネットワークが物理的に分離しているシステム	なし
ネットワークが論理的に分離しているシステム	①下記のシステムは、個人番号を持っているシステムとはネットワークを論理的に分離し、個人番号へのアクセスを制御している。 ・オンライン請求システム ・レセプト管理・分析システム ・特定健診・保健指導システム ②下記システムは、個人番号を保有しないシステムである ・経理システム ・月報システム
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	なし